



和歌山県報

発行 和 歌 山 県
和歌山市小松原通一丁目 1 番地
毎週火、金曜日発行

目 次 (*については県例規集掲載事項)

(取扱課室名) ページ

○ 告示

| | | | |
|-----|-----------------------------|----------------|---|
| 524 | 地籍調査の成果の認証 | (地域政策課)..... | 1 |
| 525 | 〃 | (〃)..... | 2 |
| 526 | 特定非営利活動法人の定款変更認証の申請 | (県民生活課)..... | 2 |
| 527 | 指定障害児通所支援事業者の指定 | (障害福祉課)..... | 3 |
| 528 | 指定障害福祉サービス事業者の廃止 | (〃)..... | 3 |
| 529 | 〃 | (〃)..... | 3 |
| 530 | 〃 | (〃)..... | 3 |
| 531 | 〃 | (〃)..... | 4 |
| 532 | 〃 | (〃)..... | 4 |
| 533 | 指定障害福祉サービス事業者の指定 | (〃)..... | 4 |
| 534 | 〃 | (〃)..... | 4 |
| 535 | 〃 | (〃)..... | 5 |
| 536 | 〃 | (〃)..... | 5 |
| 537 | 大規模小売店舗の変更の届出 | (商工振興課)..... | 5 |
| 538 | 藤崎井土地改良区の役員の就退任 | (農業農村整備課)..... | 6 |
| 539 | 和歌山県の海洋生物資源の保存管理に関する計画の一部変更 | (資源管理課)..... | 6 |
| 540 | 公共測量の終了 | (技術調査課)..... | 7 |
| 541 | 〃 | (〃)..... | 7 |
| 542 | 〃 | (〃)..... | 7 |
| 543 | 都市計画の変更 | (都市政策課)..... | 7 |

○ 人事委員会告示

| | | | |
|---|-------------------------|-------|---|
| 3 | 平成29年度和歌山県職員採用 I 種試験の実施 | | 8 |
|---|-------------------------|-------|---|

○ 選挙管理委員会告示

| | | | |
|----|------------------|-------|----|
| 20 | 政治団体の届出事項の異動の届出 | | 12 |
| 21 | 資金管理団体の指定の取消しの届出 | | 13 |
| 22 | 政治団体の解散の届出 | | 14 |
| 23 | 政治団体の設立の届出 | | 14 |

○ 訓令

| | | | |
|-----|----------------------|--------------|----|
| *14 | 和歌山県情報処理規程の一部を改正する訓令 | (情報政策課)..... | 14 |
|-----|----------------------|--------------|----|

○ 公告

| | | | |
|--|----------------------------|----------------|----|
| | 軽油引取税免税証の無効 | (税務課)..... | 15 |
| | 都市計画の図書の写しの縦覧 | (都市政策課)..... | 15 |
| | 和歌山県物品の購入等の競争入札参加資格審査申請の受付 | (総務事務集中課)..... | 15 |

告 示

和歌山県告示第524号

和歌山県新宮市木ノ川の一部地区における地籍調査の成果は、国土調査法（昭和26年法律第180号）第19条第2項の規定により、国土調査の成果として認証したので同条第4項の規定により公告する。

平成29年4月14日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

- 1 調査を行った者の名称
和歌山県新宮市
- 2 調査を行った時期
平成26年4月16日から平成28年3月31日まで
- 3 成果の名称
和歌山県新宮市木ノ川の一部地区の地籍図及び地籍簿
- 4 調査を行った地域
和歌山県新宮市木ノ川の一部地区
- 5 認証年月日
平成29年3月28日

和歌山県告示第525号

和歌山県新宮市熊野川町西敷屋の一部地区における地籍調査の成果は、国土調査法（昭和26年法律第180号）第19条第2項の規定により、国土調査の成果として認証したので同条第4項の規定により公告する。

平成29年4月14日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

- 1 調査を行った者の名称
和歌山県新宮市
- 2 調査を行った時期
平成26年4月16日から平成28年3月30日まで
- 3 成果の名称
和歌山県新宮市熊野川町西敷屋の一部地区の地籍図及び地籍簿
- 4 調査を行った地域
和歌山県新宮市熊野川町西敷屋の一部地区
- 5 認証年月日
平成29年3月28日

和歌山県告示第526号

特定非営利活動促進法（平成10年法律第7号）第25条第3項の規定による定款変更認証の申請があったので、同条第5項において準用する同法第10条第2項の規定により次のとおり公告する。

なお、関係書類は、和歌山県環境生活部県民局県民生活課及び和歌山県NPOサポートセンターに備えて、平成29年5月8日まで縦覧に供する。

平成29年4月14日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

- 1 申請年月日
平成29年4月3日
- 2 名称
特定非営利活動法人ワークス・アールブリュット推進協議会
- 3 代表者の氏名
玉置徹

4 主たる事務所の所在地

和歌山県御坊市島326番地2

5 定款に記載された目的

この法人は、障がいのある人や生きにくさを抱えている人たちに対して、芸術文化分野での感性を磨き自らを自由に表現する場やその仕組みをつくる為に、アールブリュット作家の育成と作品プロモーションに関する事業などを行う。そして、ノーマライゼーションの考えに基づき、障がいのある人が芸術作品を創作することによって、それらを仕事やライフスタイルの一部として主体的に選択し自立できることと、こころ豊かに誰もがそれぞれの違いを尊重しあう美しく活力のあるワークスタイル・アールブリュット活動の実現向上に寄与することを目的とする。

和歌山県告示第527号

児童福祉法（昭和22年法律第164号）第21条の5の3第1項の指定障害児通所支援事業者を次のとおり指定したので公示する。

平成29年4月14日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

| 事業所番号 | 事業所の名称 | 事業所の所在地 | 障害児通所支援の種類 | 事業者の名称 | 事業者の主たる事務所の所在地 | 指定年月日 |
|------------|--------|----------------|------------|--------------|----------------|----------|
| 3052100108 | はぐみ | 日高郡みなべ町東吉田21-2 | 放課後等デイサービス | 社会福祉法人ふたば福祉会 | 田辺市文里一丁目15-13 | 平成29.4.1 |

和歌山県告示第528号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第46条第2項の規定に基づき、指定障害福祉サービス事業者から次のとおり廃止の届出があったので公示する。

平成29年4月14日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

| 事業所番号 | 事業所の名称 | 事業所の所在地 | 障害福祉サービスの種類 | 事業者の名称 | 事業者の主たる事務所の所在地 | 廃止年月日 |
|------------|-------------|-----------------|----------------|------------------|-----------------|-----------|
| 3011600016 | ケア・ステーション有田 | 有田郡湯浅町大字青木193-3 | 居宅介護 重度訪問介護 | 有限会社在宅介護ステーション有田 | 有田郡湯浅町大字青木193-3 | 平成29.3.18 |

和歌山県告示第529号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第46条第2項の規定に基づき、指定障害福祉サービス事業者から次のとおり廃止の届出があったので公示する。

平成29年4月14日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

| 事業所番号 | 事業所の名称 | 事業所の所在地 | 障害福祉サービスの種類 | 事業者の名称 | 事業者の主たる事務所の所在地 | 廃止年月日 |
|------------|-------------|--------------------------|-------------|---------------|----------------|-----------|
| 3011000605 | あんずケアステーション | 橋本市市脇一丁目734-3 シノウビル2-北号室 | 居宅介護 | 株式会社NKライフサービス | 和歌山市杭ノ瀬157-9 | 平成29.3.31 |

和歌山県告示第530号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第46条第2項の

規定に基づき、指定障害福祉サービス事業者から次のとおり廃止の届出があったので公示する。

平成29年4月14日

和歌山県知事 仁坂吉伸

| 事業所番号 | 事業所の名称 | 事業所の所在地 | 障害福祉サービスの種類 | 事業者の名称 | 事業者の主たる事務所の所在地 | 廃止年月日 |
|------------|------------|---------------|-------------|--------------|----------------|-----------|
| 3022200012 | ふたばゆったりホーム | 田辺市文里一丁目3-2-8 | 共同生活援助 | 社会福祉法人ふたば福祉会 | 田辺市文里一丁目15-13 | 平成29.3.31 |

和歌山県告示第531号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第46条第2項の規定に基づき、指定障害福祉サービス事業者から次のとおり廃止の届出があったので公示する。

平成29年4月14日

和歌山県知事 仁坂吉伸

| 事業所番号 | 事業所の名称 | 事業所の所在地 | 障害福祉サービスの種類 | 事業者の名称 | 事業者の主たる事務所の所在地 | 廃止年月日 |
|------------|-----------|------------------|-------------|---------|------------------|-----------|
| 3012410209 | 介護センターすもも | 西牟婁郡上富田町岩田1533-1 | 同行援護 | 株式会社すもも | 西牟婁郡上富田町岩田1533-1 | 平成29.3.31 |

和歌山県告示第532号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第46条第2項の規定に基づき、指定障害福祉サービス事業者から次のとおり廃止の届出があったので公示する。

平成29年4月14日

和歌山県知事 仁坂吉伸

| 事業所番号 | 事業所の名称 | 事業所の所在地 | 障害福祉サービスの種類 | 事業者の名称 | 事業者の主たる事務所の所在地 | 廃止年月日 |
|------------|--------|-----------------------|------------------------|------------|-----------------------|-----------|
| 3011000597 | まはろ | 橋本市東家四丁目18-18 井上ビル603 | 居宅介護 重度訪問介護 同行援護 | 株式会社Mahalo | 橋本市東家四丁目18-18 井上ビル603 | 平成29.4.10 |

和歌山県告示第533号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第29条第1項の指定障害福祉サービス事業者を次のとおり指定したので公示する。

平成29年4月14日

和歌山県知事 仁坂吉伸

| 事業所番号 | 事業所の名称 | 事業所の所在地 | 障害福祉サービスの種類 | 主たる対象とする障害種別 | 事業者の名称 | 事業者の主たる事務所の所在地 | 指定年月日 |
|------------|-------------|--------------------------|-------------|--------------|-------------|----------------|----------|
| 3011000647 | あんずケアステーション | 橋本市市脇一丁目734-3 シノウビル2-北号室 | 居宅介護 | 特定なし | トリプルスター合同会社 | 和歌山市松江14-98-20 | 平成29.4.1 |

和歌山県告示第534号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第29条第1項の指定障害福祉サービス事業者を次のとおり指定したので公示する。

平成29年4月14日

和歌山県知事 仁坂吉伸

| 事業所番号 | 事業所の名称 | 事業所の所在地 | 障害福祉サービスの種類 | 主たる対象とする障害種別 | 事業者の名称 | 事業者の主たる事務所の所在地 | 指定年月日 |
|------------|----------------|------------|------------------------|--------------|-----------|----------------|----------|
| 3011800368 | ヘルパーステーションことぶき | 岩出市水栖292-7 | 居宅介護 重度訪問介護 同行援護 | 特定なし | 合同会社医療福祉会 | 岩出市水栖292-7 | 平成29.4.1 |

和歌山県告示第535号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第29条第1項の指定障害福祉サービス事業者を次のとおり指定したので公示する。

平成29年4月14日

和歌山県知事 仁坂吉伸

| 事業所番号 | 事業所の名称 | 事業所の所在地 | 障害福祉サービスの種類 | 主たる対象とする障害種別 | 事業者の名称 | 事業者の主たる事務所の所在地 | 指定年月日 |
|------------|--------|--|-------------|--------------|------------------|-----------------|----------|
| 3021610377 | GHあが家 | 有田郡有田川町大字徳田1576-3 ハイツリバテ イ-101、201号室 | 共同生活援助 | 精神障害者 | 特定非営利活動法人ふれあい作業所 | 有田郡有田川町大字徳田1417 | 平成29.4.1 |

和歌山県告示第536号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第29条第1項の指定障害福祉サービス事業者を次のとおり指定したので公示する。

平成29年4月14日

和歌山県知事 仁坂吉伸

| 事業所番号 | 事業所の名称 | 事業所の所在地 | 障害福祉サービスの種類 | 主たる対象とする障害種別 | 事業者の名称 | 事業者の主たる事務所の所在地 | 指定年月日 |
|------------|--------|---------------------|-------------|--------------|--------------|-------------------------------|----------|
| 3012520320 | くじらぐも | 東牟婁郡那智勝浦町大字市屋1056-8 | 就労継続支援A型 | 特定なし | 特定非営利活動法人七彩会 | 東牟婁郡太地町大字太地2973-4 いさなの宿白鯨内 | 平成29.4.1 |

和歌山県告示第537号

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号。以下「法」という。）第6条第2項の規定により、大規模小売店舗の変更の届出があったので、同条第3項の規定により公告する。

法第8条第2項の規定により意見を述べようとする者は、「(1) 氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名 (2) 連絡先の電話番号 (3) 大規模小売店舗の名称 (4) この公告に係る大規模小売店舗を設置する者がその周辺の生活環境の保持のため配慮すべき事項についての意見」を記載した意見書を、本日から4月以内に和歌山県商工観光労働部商工労働政策局商工振興課に到着するように提出すること。

なお、提出された意見は法第8条第3項の規定により公告し、縦覧に供する。

平成29年4月14日

和歌山県知事 仁坂吉伸

- 1 大規模小売店舗の名称及び所在地
松源和歌山インター店
和歌山県和歌山市田屋138番地
- 2 届出者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名
株式会社松源 代表取締役 兼田守
和歌山県和歌山市田屋138番地
- 3 変更する事項
駐車場の自動車の出入口の数及び位置
（変更前）3箇所（敷地西側、南側、東側）
（変更後）2箇所（敷地西側、南側）
- 4 変更年月日
平成29年4月1日
- 5 変更する理由
県道整備に伴う用地確保のため
- 6 届出年月日
平成29年3月30日
- 7 届出の縦覧場所
和歌山県商工観光労働部商工労働政策局商工振興課（和歌山市小松原通一丁目1番地）
和歌山市産業まちづくり局産業観光部商工振興課（和歌山市七番丁23番地）
- 8 届出の縦覧期間及び縦覧のできる時間帯
縦覧期間 平成29年4月14日から同年8月14日まで
時間帯 午前9時30分から午後5時まで

和歌山県告示第538号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第18条第17項の規定により藤崎井土地改良区の役員について次のとおり公告する。

平成29年4月14日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

- 1 退任した役員（平成29年3月24日退任）
職名 氏 名 住 所
監事 前川昭和 和歌山市園部930番地
- 2 就任した役員（平成29年3月24日就任）
職名 氏 名 住 所
監事 園部知宏 和歌山市園部802番地

和歌山県告示第539号

海洋生物資源の保存及び管理に関する法律（平成8年法律第77号）第4条第7項の規定に基づき、和歌山県の海洋生物資源の保存及び管理に関する計画の一部を平成29年3月31日付けで変更したので、同条第10項において準用する同条第5項の規定により公表する。

平成29年4月14日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

変更後の計画に係る内容は、省略し、和歌山県農林水産部水産局資源管理課、海草振興局農林水産振興部農業水産振興課、有田振興局農林水産振興部農業水産振興課、日高振興局農林水産振興部農業水産振興課、西牟婁振興局農林水産振興部農業水産振興課及び東牟婁振興局農林水産振興部農業水産振興課に備え

置いて縦覧に供する。

和歌山県告示第540号

測量法（昭和24年法律第188号）第39条において準用する同法第14条第2項の規定に基づき和歌山地方方法務局長から公共測量を終了した旨通知があったので、次のとおり公示する。

平成29年4月14日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

- 1 作業の種類 公共測量（不動産登記法第14条第1項地図作成）
- 2 作業期間 平成28年11月1日から平成29年2月28日まで
- 3 作業地域 和歌山県和歌山市東高松三丁目・四丁目、西高松二丁目、秋葉町及び和歌浦西一丁目の各一部

和歌山県告示第541号

測量法（昭和24年法律第188号）第39条において準用する同法第14条第2項の規定に基づき和歌山県知事から公共測量を終了した旨通知があったので、次のとおり公示する。

平成29年4月14日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

- 1 作業の種類 公共測量（航空レーザ測量）
- 2 作業期間 平成29年1月20日から同年3月22日まで
- 3 作業地域 和歌山県新宮市南檜杖外地内（富田川、日置川、古座川、熊野川）

和歌山県告示第542号

測量法（昭和24年法律第188号）第39条において準用する同法第14条第2項の規定に基づき岩出市長から公共測量を終了した旨通知があったので、次のとおり公示する。

平成29年4月14日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

- 1 作業の種類 公共測量（レベル500及びレベル1000航空写真撮影、写真地図作成）
- 2 作業期間 平成28年5月16日から平成29年3月24日まで
- 3 作業地域 和歌山県岩出市全域

和歌山県告示第543号

都市計画法（昭和43年法律第100号）第21条第2項において準用する同法第18条第1項の規定により、都市計画を次のとおり変更したので、同法第21条第2項において準用する同法第20条第1項の規定により告示し、同条第2項の規定により当該都市計画の図書を公衆の縦覧に供する。

平成29年4月14日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

- 1 都市計画の種類及び名称
橋本都市計画道路（3・5・1号神野々真土線）
- 2 都市計画を変更した土地の区域
変更した部分
和歌山県橋本市市脇二丁目
野字城之内
隅田町上兵庫字塚田、田中台
- 3 都市計画の縦覧場所

和歌山県県土整備部都市住宅局都市政策課

人事委員会告示

和歌山県人事委員会告示第3号

平成29年度和歌山県職員採用I種試験を次の要綱により実施する。

平成29年4月14日

和歌山県人事委員会委員長 守 屋 駿 二

平成29年度和歌山県職員採用I種試験要綱

1 試験区分、採用予定人員及び職務内容

| 試験区分 | | 採用予定人員 | 主な職務内容 |
|-------|-----|--------|--|
| 一般行政職 | 通常枠 | 63人程度 | 知事部局又は教育委員会（県立学校を含む。）等における事務 |
| | 特別枠 | 5人程度 | |
| 警察事務職 | | 7人程度 | 警察本部等における事務 |
| 総合土木職 | | 12人程度 | 知事部局等における道路、河川及び土地改良事業等に関する施工監理等の業務 |
| 建築職 | | 3人程度 | 知事部局等における県立施設の施工監理及び建築指導等の業務 |
| 電気職 | | 1人程度 | 知事部局等における電気設備等の施工及び保守管理等の業務 |
| 機械職 | | 1人程度 | 知事部局等における機械設備等の施工及び保守管理等の業務 |
| 化学職 | | 1人程度 | 知事部局等における公害の規制指導、検査分析及び試験研究等の業務 |
| 農学職 | | 8人程度 | 知事部局等における農業及び畜産に関する指導、普及並びに試験研究等の業務 |
| 林学職 | | 5人程度 | 知事部局等における森林及び林業に関する指導並びに森林土木事業に関する施工監理等の業務 |
| 水産職 | | 2人程度 | 知事部局等における水産に関する指導及び試験研究等の業務 |

2 受験資格

(1) 次のアからウまでのいずれかの要件を満たす人

ア 昭和57年4月2日から平成8年4月1日までに生まれた人

イ 平成8年4月2日以降に生まれた人で、学校教育法（昭和22年法律第26号）による大学（短期大学を除く。）を卒業した人又は平成30年3月末日までに卒業見込みの人

ウ 人事委員会がイに該当する人と同等の資格があると認める人

(2) 次のいずれかに該当する人は、受験できない。

ア 日本国籍を有しない人

イ 地方公務員法（昭和25年法律第261号）第16条各号のいずれかに該当する人（準禁治産者を含む。）

3 試験日、試験地及び合格発表

| | 試験日 | 試験地 | 合格発表 |
|-------|---------------|-------------|--|
| 第1次試験 | 平成29年6月25日（日） | 和歌山市 田辺市 | 平成29年7月上旬に県庁北別館2階本館連絡通路に掲示するとともに、合格者に通知する。 |

| | | | |
|-------|--|------|--|
| 第2次試験 | 【一般行政職特別枠以外の試験区分】 (個別面接①、論文試験、適性検査) 平成29年7月下旬の指定する1日 (個別面接②、集団討論) 平成29年8月下旬の指定する1日。ただし、集団討論は、一般行政職通常枠のみ実施する。 | 和歌山市 | 平成29年9月上旬に県庁北別館2階本館連絡通路に掲示するとともに、受験者全員に通知する。 |
| | 【一般行政職特別枠】 (論文試験、適性検査) 平成29年7月中旬の指定する1日 (面接試験) 平成29年8月上旬の指定する1日 | | |

4 試験の方法及び内容

(1) 一般行政職特別枠以外の試験区分

| | 種目 | 配点 | 内容 | 試験時間 |
|-------|------------|--------|--|--------|
| 第1次試験 | 教養試験 (択一式) | 400点 | 公務員として必要な一般的知識及び能力についての筆記試験 出題数55題のうち50題を解答する選択解答制とする。 ア 選択解答出題分野 (社会科学、人文科学及び自然科学) 30題中25題を選択解答とする。 イ 必須解答出題分野 (文章理解、判断推理、数的推理及び資料解釈) 25題を必須解答とする。 | 2時間30分 |
| | 専門試験 | 600点 | 試験区分に応じた専門的知識及び能力についての筆記試験 (択一式) 40題を全問必須解答とする。ただし、総合土木職は、45題中25題を必須解答、残り20題中15題を選択解答とする。 | 2時間 |
| 第2次試験 | 論文試験 | 200点 | 一定のテーマによる識見、表現力、判断力等についての記述試験 (1,200字程度) | 1時間30分 |
| | 面接試験 | 1,800点 | 人物、能力、性格等についての個別面接 (2回) 及び集団討論。ただし、集団討論は、一般行政職通常枠のみ実施する。 | |
| | 適性検査 | | 通常の職務遂行に必要な適性についての検査 なお、検査結果は、面接試験の参考資料とする。 | |

(2) 一般行政職特別枠

| | 種目 | 配点 | 内容 | 試験時間 |
|-------|------------|------|---|--------|
| 第1次試験 | 教養試験 (択一式) | 120点 | 前記 (1) の第1次試験の教養試験と同内容 | 2時間30分 |
| | 専門試験 (択一式) | 180点 | 前記 (1) の第1次試験の専門試験と同内容 | 2時間 |
| | アピール論文試験 | 700点 | 高度な能力や実績等の特筆性及び取得の困難性並びにその能力等を得る過程で培った意欲、行動力及び精神力をアピールする論文試験 (文字数及び枚数の制限なし) | 1時間30分 |
| 第2次試験 | 論文試験 | 200点 | 前記 (1) の第2次試験の論文試験と同内容 | 1時間30分 |

| | | | | |
|------------------|------|------------|--|--|
| 2 次 試 験 | 面接試験 | 1,400 点 | 人物、能力、性格等についての個別面接 (自身が培った能力等を県政にどのように生かすかなど) | |
| | 適性検査 | | 前記 (1) の第2次試験の適性検査と同内容 | |

(注) 特筆すべき個人の能力、実績等を証明する書類等の提出を求めるが、その提出書類等に虚偽が判明した場合は、採用資格を失う。

(3) 試験内容等

ア 試験の内容は、大学卒業程度とする。

イ 第1次試験の合格者は、各試験種目の総合得点順に決定し、最終合格者は、第1次試験及び第2次試験を合わせた総合得点順に決定する。ただし、各試験種目には合格基準があり、一つでも基準に達しないものがある場合は、総合得点が高くても不合格となる。

ウ 専門試験の出題分野は、おおむね次のとおりである。

| 試験区分 | 出題分野 |
|-------------------------------|---|
| 一般行政職通常枠 一般行政職特別枠 警察事務職 | 政治学、行政学、憲法、行政法、民法、刑法、労働法、経済学、財政学、社会政策、国際関係等 |
| 総合土木職 | 数学・物理、応用力学、水理学、土質工学、測量、都市計画、土木計画、材料・施工、土壌物理、農業水利・土地改良・農村環境整備、農業土木構造物等 |
| 建築職 | 数学・物理、構造力学、材料学、環境原論、建築史、建築構造、建築計画、都市計画、建築設備、建築施工等 |
| 電気職 | 数学・物理、電磁気学・電気回路、電気計測・制御、電気機器・電力工学、電子工学、情報・通信工学等 |
| 機械職 | 数学・物理、材料力学、流体力学、熱力学、電気工学、機械力学・制御、機械設計、機械材料、機械工作等 |
| 化学職 | 数学・物理、物理化学、分析化学、無機化学・無機工業化学、有機化学・有機工業化学、化学工学等 |
| 農学職 | 栽培学汎論、作物学、園芸学、育種遺伝学、植物病理学、昆虫学、土壌肥料学、植物生理学、畜産一般、農業経済一般、食品科学等 |
| 林学職 | 森林政策・森林経営学、造林学（森林生態学及び森林保護学を含む。）、林業工学、林産一般、砂防工学等 |
| 水産職 | 水産事情・水産経済・水産法規、水産環境科学、水産生物学、水産資源学、漁業学、増養殖学、水産化学、水産利用学等 |

5 受験手続及び受付期間

(1) 申込方法

次のいずれかにより和歌山県人事委員会事務局に申し込むこと。

ア インターネット

和歌山県のホームページの電子サービス「電子申請/申請書」にある「和歌山県電子申請システム」から、画面上の指示に従って申し込むこと。

なお、一般行政職特別枠に申し込む場合は、特筆すべき個人の能力、実績等を証明する書類を別途、和歌山県人事委員会事務局まで郵送すること。また、封筒の表に「I 種試験証明書類」と朱書し、必ず簡易書留郵便にすること。

イ 郵送

所定の申込用紙（申込書、受験票及び写真票）に必要事項を記入し、写真票に顔写真を貼って、

和歌山県人事委員会事務局まで郵送すること。また、封筒の表に「I種試験受験申込み」と朱書き、必ず簡易書留郵便にすること。

なお、一般行政職特別枠に申し込む場合は、特筆すべき個人の能力、実績等を証明する書類を同封すること。

申込用紙は、和歌山県ホームページの電子サービス「電子申請/申請書」にある「和歌山県電子申請システム」の「申請書ダウンロード」から印刷するか、次の配布場所において入手すること。

〈申込用紙の配布場所〉

- 和歌山県人事委員会事務局
- 和歌山県パスポートセンター
- 和歌山県庁正面玄関サービスステーション
- 各振興局地域振興部総務県民課
- 海草振興局建設部海南工事事務所
- 東牟婁振興局申本建設部総務用地課
- 和歌山県東京事務所
- わかやま紀州館
- 和歌山県名古屋観光センター
- 和歌山県警察本部警務課
- 和歌山県警察本部交通センター
- 県内各警察署

また、申込用紙を郵便で請求する場合は、切手を貼った宛先明記の返信用封筒を必ず同封して、和歌山県人事委員会事務局に請求すること。

(2) 受付期間

ア インターネットによる申込みの場合

平成29年4月24日（月）午前10時から同年5月26日（金）午後4時まで受信したものを受け付ける。ただし、電子申請システムの管理運営上の都合により変更する場合がある。

イ 郵送による申込みの場合

平成29年4月24日（月）から受付を開始し、同年5月26日（金）までの消印のあるものを受け付ける。

(3) 受験票等の交付

ア インターネットによる申込みの場合

申込みが到達した場合は、整理番号とパスワードを記載した「申込完了通知メール」を自動送信する。その後、申込みを受理した場合は、「受付審査完了通知メール」を送信する。受験票は、受付期間終了後に電子申請システム内で発行する。受験票を発行した場合は、「受験票発行通知メール」を送信するので、指示に従い受験票ファイル及び写真票ファイルをダウンロードし、書面に印刷すること。写真票には、受験番号、氏名等を記入し、顔写真を貼ること。

試験当日は、受験票及び写真票を必ず持参すること。

なお、試験当日に写真票に顔写真が貼られていない場合は受験することができない。

イ 郵送による申込みの場合

申込書を受理した場合は、受付期間終了後に受験票を交付する。

なお、申込書等の記載事項に不備があるときは受理しない場合がある。

6 合格から採用まで

- (1) この試験の最終合格者は、それぞれの試験区分ごとに作成する和歌山県人事委員会の採用候補者名簿に登載され、各任命権者からの請求により人事委員会が提示し、その中から採用者が決定される。採用の時期は、おおむね平成30年4月の予定である。

(2) 採用時の給料月額は、184,800円（平成29年4月1日現在の一般行政職の場合）で、経歴その他に応じて一定の額（例：公務員の経歴は10割換算額、民間企業の正規職員の経歴は8割換算額等）が加算される。

このほか職員の給与に関する条例等の定めに従い、扶養手当、住居手当、通勤手当、期末手当、勤勉手当等が支給される。

7 点字等による受験

一般行政職については、点字受験が可能であるので、希望する人は和歌山県人事委員会事務局に申し出ること。

また、車椅子、ルーペの使用、拡大文字による受験等を希望する人も同様に申し出ること。

8 試験結果の開示

この試験の結果については、和歌山県個人情報保護条例（平成14年和歌山県条例第66号）第25条第1項の規定により、口頭で開示請求することができる。

開示を希望する人は、以下により受験者本人が受験票又は本人であることを証明する書類（運転免許証、旅券等の顔写真付きで公的機関発行のものに限る。）を持参の上、和歌山県人事委員会事務局に請求すること。

| 試験の種類 | 請求できる人 | 開示内容 | 開示期間 |
|-------|-----------|---|---|
| 第1次試験 | 第1次試験不合格者 | 総合得点及び総合順位 | 合格発表の日から1月間 （日曜日、土曜日及び国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日を除く。）午前9時（開示期間の初日は、合格発表後）から午後5時45分まで |
| 第2次試験 | 第2次試験受験者 | (1) 第1次試験の総合得点及び総合順位 (2) 第1次試験及び第2次試験を合わせた総合得点及び総合順位 | |

9 その他

この試験についての問合せは、和歌山県人事委員会事務局にすること。

選挙管理委員会告示

和歌山県選挙管理委員会告示第20号

政治資金規正法（昭和23年法律第194号）第7条第1項の規定による政治団体の届出事項の異動の届出があったので、同法第7条の2第1項の規定に基づき、次のとおり公表する。

平成29年4月14日

和歌山県選挙管理委員会委員長 小 濱 孝 夫

政党の支部

| 政治団体の名称 | 代表者の氏名 | 異動事項 | 新 | 旧 | 異動年月日 |
|------------------|--------|------------|-----------------|------------------------|----------|
| 日本のこころ有田市議会第一支部 | 池田敦城 | 政治団体の名称 | 日本のこころ有田市議会第一支部 | 日本のこころを大切にする党有田市議会第一支部 | 平成29.2.7 |
| 自由民主党和歌山県田辺市第一支部 | 泉正徳 | 会計責任者 | 泉美智子 | 松本純一 | 平成29.3.2 |
| 日本維新の会和歌山県総支部 | 馬場伸幸 | 主たる事務所の所在地 | 和歌山市十三番丁52 | 和歌山市六十谷353番地2 | 平成29.3.1 |

その他の政治団体

| 政治団体の名称 | 代表者の氏名 | 異動事項 | 新 | 旧 | 異動年月日 |
|--------------------|--------|------------|----------------|-------------------------------|-----------|
| 福山晴美後援会 | 出口秀幸 | 主たる事務所の所在地 | 岩出市吉田27-8 | 岩出市中迫235-1 | 平成29.2.7 |
| 和歌山県介護福祉連盟 | 成尾洋之 | 政治団体の名称 | 和歌山県介護福祉連盟 | 全国老人保健施設連盟(和歌山県支部) | 平成29.2.1 |
| 平野よしや後援会 | 豊田高暢 | 会計責任者 | 尾崎太郎 | 大西正幸 | 平成29.2.13 |
| つるほ庸介後援会 日高川鶴翔会 | 熊谷重美 | 会計責任者 | 花光俊昭 | 水野浩行 | 平成29.2.15 |
| 尾和弘一後援会 | 山崎知行 | 会計責任者 | 尾和笑子 | 前川美佐子 | 平成29.2.17 |
| 玉井のぶゆき後援会 | 岡昌美 | 主たる事務所の所在地 | 日高郡みなべ町芝466-2 | 日高郡みなべ町芝478-1 サンアベニュービル102 | 平成29.2.17 |
| 若参政 | 並河哲次 | 会計責任者 | 清水龍司 | 高木健次 | 平成29.2.18 |
| 平野よしや後援会 | 豊田高暢 | 主たる事務所の所在地 | 伊都郡高野町高野山573 | 伊都郡高野町高野山53 | 平成29.2.20 |
| 二階俊博北山村後援会 | 山口賢二 | 主たる事務所の所在地 | 東牟婁郡北山村大沼101-2 | 東牟婁郡北山村七色247 | 平成29.2.27 |
| | | 代表者 | 山口賢二 | 奥田貢 | |
| | | 会計責任者 | 葛城健也 | 福村尚 | |
| 仁坂吉伸北山村後援会 | 山口賢二 | 主たる事務所の所在地 | 東牟婁郡北山村大沼101-2 | 東牟婁郡北山村七色247 | 平成29.2.27 |
| | | 代表者 | 山口賢二 | 奥田貢 | |
| | | 会計責任者 | 葛城健也 | 福村尚 | |
| 仁坂吉伸橋本後援会 | 畑野富雄 | 主たる事務所の所在地 | 橋本市小原田39 | 橋本市市脇1-3-18 橋本商工会館4F | 平成29.2.7 |
| | | 会計責任者 | 堀川憲一 | 松谷佳幸 | |
| 鈴木太雄後援会 | 砂野洋賢 | 代表者 | 砂野洋賢 | 田中隆文 | 平成29.3.1 |
| いずみ正徳後援会 | 泉正徳 | 会計責任者 | 泉美智子 | 泉庄治 | 平成29.3.2 |
| 高野の明日を考える会 | 楠博州 | 代表者 | 楠博州 | 前隆弘 | 平成29.3.2 |

政治資金規正法（昭和23年法律第194号）第19条第3項第1号の規定による資金管理団体の指定の取消し及び同項第2号の規定による資金管理団体でなくなった旨の届出があったので、同法第19条の2第1項の規定に基づき、次のとおり公表する。

平成29年4月14日

和歌山県選挙管理委員会委員長 小 濱 孝 夫

法第19条第3項第1号による届出

| 資金管理団体の届出をした者の氏名 | 資金管理団体の名称 | 取消年月日 |
|------------------|-----------|-----------------|
| 宮本要代 | 宮本かなよ後援会 | 平成 29. 2. 13 |

和歌山県選挙管理委員会告示第22号

政治資金規正法（昭和23年法律第194号）第17条第1項の規定による政治団体の解散の届出があったので、同条第3項の規定に基づき、次のとおり公表する。

平成29年4月14日

和歌山県選挙管理委員会委員長 小 濱 孝 夫

その他の政治団体

| 政治団体の名称 | 代表者の氏名 | 解散年月日 |
|-----------|--------|-----------------|
| 宮本かなよ後援会 | 宮本要代 | 平成 29. 2. 13 |
| 世耕弘成本宮後援会 | 久保隆一 | 平成 29. 2. 20 |
| 奥田貢後援会 | 川辺紘光 | 平成 29. 2. 27 |

和歌山県選挙管理委員会告示第23号

政治資金規正法（昭和23年法律第194号）第6条第1項の規定による政治団体の設立の届出があったので、同法第7条の2第1項の規定に基づき、次のとおり公表する。

平成29年4月14日

和歌山県選挙管理委員会委員長 小 濱 孝 夫

その他の政治団体

国会議員関係政治団体以外の政治団体

| 政治団体の名称 | 代表者の氏名 | 会計責任者の氏名 | 主たる事務所の所在地 | 届出年月日 |
|----------|--------|----------|----------------|----------------|
| くるめ啓史後援会 | 三村康雄 | 岡本進 | 日高郡日高川町江川219番地 | 平成 29. 3. 1 |
| 福栄浩義後援会 | 寺坂義範 | 福栄純子 | 田辺市芳養松原二丁目13-2 | 平成 29. 3. 3 |

訓 令

和歌山県訓令第14号

庁中一般
各地方機関

和歌山県情報処理規程の一部を改正する訓令を次のように定める。

平成29年4月14日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

和歌山県情報処理規程の一部を改正する訓令

和歌山県情報処理規程（昭和62年和歌山県訓令第7号）の一部を次のように改正する。

第2条の3第2項中「政策統括参事」を「企画政策局長」に改める。

附 則

この訓令は、公布の日から施行し、この訓令による改正後の和歌山県情報処理規程の規定は、平成29年4月1日から適用する。

公 告

公 告

次の軽油引取税免税証は、紛失した旨の届出があったので、平成29年3月21日以降無効とする。

平成29年4月14日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

| 免税証の種類 | 業 種 | 記 号 番 号 | 枚 数 | 有 効 期 限 | 交付した事務所 | 紛失年月日 |
|----------|-----|-------------------------|-----|-------------------------------|---------|------------|
| 100リットル券 | 漁船 | 6663314 } 6663320 | 7枚 | 平成28年10月21日から 平成29年4月20日まで | 紀中県税事務所 | 平成29年3月21日 |
| 50リットル券 | 漁船 | 6663321 } 6663326 | 6枚 | 平成28年10月21日から 平成29年4月20日まで | 紀中県税事務所 | 平成29年3月21日 |

※ 記号番号は、免税証（表面）の8桁目から14桁目までの数字です。

都市計画の図書の写しの縦覧公告

和歌山市から、都市計画の変更の図書の送付を受けたので、都市計画法（昭和43年法律第100号）第21条第2項において準用する同法第20条第2項の規定により、次のとおり公衆の縦覧に供する。

平成29年4月14日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

- 1 都市計画の種類及び名称
和歌山都市計画駐車場（市営市駅前立体自転車駐車場）
- 2 縦覧場所
和歌山県県土整備部都市住宅局都市政策課

公 告

和歌山県が発注する物品の購入等に係る一般競争入札等（以下「競争入札」という。）についての和歌山県物品の購入等の競争入札参加者の資格等に関する要綱（平成24年和歌山県告示第340号。以下「資格審査要綱」という。）に定める入札参加資格の審査（以下「資格審査」という。）に係る申請の受付を次のとおり行う。

平成29年4月14日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

- 1 対象とする契約の種類
別表1に掲げる営業種目（以下「営業種目」という。）に係る物品等（自動車修理、印刷、製本、写真・図面製作、清掃用品取替え、不用品買受け等を含む。）の調達契約

2 申請者に必要な条件

資格審査の申請は、当該申請をしようとする者が次に掲げる条件を全て満たす場合に限り、行うことができる。

(1) 次のアからカまでのいずれにも該当しない者であること。

ア 成年被後見人

イ 被保佐人であって、契約締結のために必要な同意を得ていないもの

ウ 民法の一部を改正する法律（平成11年法律第149号）附則第3条第3項の規定によりなお従前の例によることとされる同法による改正前の民法（明治29年法律第89号）第11条に規定する準禁治産者であって、契約締結のために必要な同意を得ていないもの

エ 民法第17条第1項の規定による契約締結に関する同意権付与の審判を受けた被補助人であって、契約締結のために必要な同意を得ていないもの

オ 営業の許可を受けていない未成年者であって、契約締結のために必要な同意を得ていないもの

カ 破産者で復権を得ない者

(2) 民事再生法（平成11年法律第225号）第21条第1項又は第2項の規定による再生手続開始の申立てをしていない者又は申立てをなされていない者であること。ただし、同法第33条第1項の再生手続開始の決定を受け、その決定に係る同法第174条第1項の再生計画認可の決定が確定している場合は、この限りでない。

(3) 会社更生法（平成14年法律第154号）第17条第1項又は第2項の規定による更生手続開始の申立てをしていない者又は申立てをなされていない者であること。ただし、同法第41条第1項の更生手続開始の決定を受け、その決定に係る同法第199条第1項の更生計画認可の決定がある場合は、この限りでない。

(4) 和歌山県の区域内（以下「県内」という。）に本店又は支店その他の事業所を有する者にあつては、県税に係る徴収金を完納していること。

(5) 消費税及び地方消費税に係る徴収金並びに法人にあつては、法人税に係る徴収金を完納していること。

(6) 個人にあつては、在住する県内の市町村が個人に対して課する住民税（県民税及び市町村民税をいう。）に係る徴収金を完納していること。

(7) 申請日現在において、競争入札に参加を希望する営業種目又はそれに類似する営業種目について2年以上の営業実績を有していること（法人にあつては、これに加えて、原則として、競争入札に参加を希望する営業種目又はそれに類似する営業種目について当該法人の営業の目的としていることが、登記事項証明書により確認できること。）。

(8) 競争入札に参加を希望する営業種目の営業を行うことについて、法令等の規定により必要な官公署の免許、登録、許可、認可等（以下「許認可等」という。）を受けている者又は必要な官公署への届出等を行っている者であること。

(9) 次のアからケまでのいずれにも該当しない者であること。

ア 和歌山県暴力団排除条例（平成23年和歌山県条例第23号）第2条第1号に規定する暴力団、同条第3号に規定する暴力団員等若しくは同条第2号に規定する暴力団員ではないが、暴力団と関係を有しながら、その組織の威力を背景として暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第1号に規定する暴力的不法行為等を行う者又はその関係者（以下「暴力団等」という。）が経営し、又は経営に実質的に関与しているもの

イ 不当と認められる目的を有して暴力団等が経営し、又は実質的に関与している者を利用している者

ウ 暴力団等に対する資金等の供給又は便宜の供与を行っている者

エ 暴力団等と社会的に非難されるべき関係を有している者

オ 下請契約、資材又は原材料の購入契約、委託契約その他の契約に当たり、その契約の相手方が、

アからエまでのいずれかに該当する者であることを知りながら、当該契約を締結している者
カ 国、地方公共団体その他の公共団体（以下「公共機関」という。）の入札、契約その他の業務の執行に関して、法令に違反した容疑で逮捕、書類送検若しくは起訴され、刑が確定した者（その刑に処せられ、その刑の執行を終わり、又はその刑の執行を受けることがなくなった者を除く。）が経営し、又は経営に実質的に関与しているもの

キ 県内の公共機関が執行する入札に関して、その職員に対して脅迫的な言動をし、若しくは暴力を用いる者が経営し、又は経営に実質的に関与しているもの

ク 和歌山県の入札制度に関して、虚偽の風説を流布し、若しくは偽計を用いるなどして、その入札制度の信用を毀損する者が経営し、又は経営に実質的に関与しているもの

ケ キ又はクのいずれかに該当する者となった日から1年を経過しないもの

3 資格審査の申請書等

資格審査に係る申請をしようとする者（以下「申請者」という。）は、資格審査要綱に基づき申請書及び次に掲げる書類（以下「申請添付書類」という。）を提出しなければならない。ただし、知事が特に認める場合には、申請添付書類の一部について提出を免除することができる。

なお、申請添付書類のうち官公署の証明に係るものについては、発行後3か月以内の原本に限るものとする。

(1) 申請添付書類

ア 法人にあっては、登記事項証明書

イ 個人にあっては、住民票

ウ 印鑑証明書

エ 2の(4)に掲げる条件を満たすことを確認できる納税証明書

オ 2の(5)に掲げる条件を満たすことを確認できる納税証明書

カ 2の(6)に掲げる条件を満たすことを確認できる納税証明書

キ 申請時の直前の事業年度及びその前の事業年度について、それぞれの決算を明らかにする書類（法人にあっては貸借対照表、損益計算書及び株主資本等変動計算書又はそれらに相当する書類、個人にあっては青色申告書又は白色申告書の写し）

ク 2の(7)の営業実績を示す書類

ケ 2の(8)に掲げる条件を満たすことを証する書類

コ 申請時に和歌山県が行う競争入札に関する指名停止又は資格停止の措置を受けている者にあつては、その措置の終期を示す書類

サ アからコまでに掲げる書類のほか、知事が必要と認めるもの

(2) 申請書の提出については、持参又は郵送によるものとする。

なお、電子調達システム（和歌山県が電子情報処理組織を利用して物品を調達するシステムをいう。以下同じ。）により申請を行う場合にあっては、作成したデータを送信するとともに、電子調達システムにより出力される申請確認書に押印し、申請添付書類を添付の上、持参又は郵送により提出しなければならない。

4 申請書及び申請添付書類の提出先及び審査申請要領等の配布場所

(1) 申請書及び申請添付書類の提出先

申請書及び申請添付書類は、別表2の申請書等を受け付ける県の機関欄に掲げる県の機関（以下「調達機関」という。）のいずれかに提出しなければならない。ただし、電子調達システムにより申請を行った場合は、申請確認書及び申請添付書類を和歌山県会計局総務事務集中課へ提出するものとする。

(2) 審査申請要領等の配布場所

審査申請要領、申請書の用紙等は、調達機関において配布する。

また、和歌山県のホームページからその様式等をダウンロードすることができる。

5 資格審査申請の期間

(1) 資格審査の申請は、原則として、次に掲げるいずれかの期間（和歌山県の休日を定める条例（平成元年和歌山県条例第39号）第1条第1項に規定する県の休日を除く。）に行うものとする。

ア 平成29年5月1日（月）から同月31日（水）まで

イ 平成29年11月1日（水）から同月30日（木）まで

ウ ア及びイに掲げるもののほか、知事が必要と認める期間

(2) (1) の規定にかかわらず、公告により競争入札の実施を知り得た者が、当該競争入札への参加を希望する場合には、当該公告の期間において、知事が特に定める期間に限り、資格審査の申請を行うことができるものとする。この場合において、4の(1)の規定にかかわらず、申請書及び申請添付書類の提出先は、和歌山県会計局総務事務集中課とする。

6 申請書及び申請添付書類に用いる言語等

申請書及び申請添付書類に用いる言語及び通貨については、次に掲げるとおりとする。

(1) 申請書及び申請添付書類に用いる言語は、原則として、日本語とすること。

(2) 申請添付書類のうち、外国語を用いたものは、日本語の訳文を付記し、又は添付すること。

(3) 申請書及び申請添付書類の金額欄については、外国の通貨単位によらず、出納官吏事務規程（昭和22年大蔵省令第95号）第16条に規定する外国貨幣換算率により日本国通貨に換算して記載すること。ただし、申請添付書類については、換算額を付記してこれに代えることができるものとする。

7 資格審査の結果通知

申請者には、資格審査要綱第8条の規定により資格審査の結果を文書により通知する。

8 入札参加資格の有効期間

入札参加資格の有効期間は、資格を認定した日（原則として、5の(1)のアの期間に申請されたものについては平成29年8月1日、5の(1)のイの期間に申請されたものについては平成30年2月1日）から平成30年7月31日までとする。

9 競争入札の公告の方法

競争入札のうち条件付き一般競争入札を行う場合は、和歌山県ホームページに掲載し、又は当該入札を行う調達機関の掲示板に掲示することにより公告する。

10 問合せ先

和歌山県会計局総務事務集中課物品班

〒640-8585

和歌山県和歌山市小松原通一丁目1番地

電話番号 (073) 441-2293

別表 1

物品等の調達契約に係る営業種目一覧表

| 営業種目番号 | 営業種目名 | 県が調達する物品等の種類 (品目等) 例示 |
|--------|--------------|--|
| 1 | 文房具事務用品 | 文房具、和洋紙製品 (画用紙、半紙、伝票帳票類、表紙、ファックス用紙、各紙袋等)、事務用機械器具類 (一般の文房具店で取り扱っている電卓のような文房具、事務用品の全品目。ただし、什器を除く。) 等 |
| 2 | 用紙類 | 上質紙、中質紙、中質紙 (再生紙)、更紙、和紙、ノーカーボン紙、封筒等 |
| 3 | 複写用感光紙 | PPC用紙、PPC用紙 (再生紙)、湿式、乾式等 |
| 4 | 情報処理用機器 | パーソナルコンピュータ、AV機器、ワードプロセッサ、光ファイリングシステム、光学マーク読取装置、光学文字読取装置等 |
| 5 | 事務用機器 | 複写機、プリンター、複合機、シュレッダー、宛名印刷機、マイクロリーダー、軽印刷機、OHP等 |
| 6 | 印章 | 木印、ゴム印、日付印等 |
| 7 | 情報処理用品 | USBメモリ、磁気テープ、ディスクパック、ストックフォーム、ストックフォーム (再生紙)、フィルター、フロッピーディスク等 |
| 8 | 楽器 | 和楽器、洋楽器、楽譜、レコード、CD等 |
| 9 | 学校教材具 | 教材、教育機器、理科実験器具、実習用機器、視聴覚教育機器、教材用映画フィルム、保健室用品、保育用教材等 |
| 10 | 運動用品 | 運動用品、運動器具、武道具、運動衣等 |
| 11 | ミシン | ミシン、編機等 |
| 12 | 時計・貴金属 | 時計、貴金属、眼鏡等 |
| 13 | バッジ・カップ・記念品類 | バッジ、カップ・トロフィー・楯、金杯・銀杯、制服付属品、ワッペン、ステッカー、ネームプレート、鑑札、各種記念品等 |
| 14 | 額縁・画材 | 各種額縁、画材等 |
| 15 | 写真機 | カメラ、ビデオカメラ、撮影機、映写機、写真材料、フィルム (医療用を除く。) 等 |
| 16 | 什器 | 鋼製什器 (書庫類、更衣箱、机、椅子等)、木製什器 (応接長テーブル、ソファ、安楽椅子等)、家具、図書館用什器、移動棚、調剤台、実験用什器、コインロッカー、机上ガラス等 |
| 17 | 厨房機械器具 | 流し台・調理台、調理用機器、食器洗浄・消毒機器、給湯関係機器、風呂釜等浴槽関係機器、冷凍・冷蔵関係機器等 |

| | | |
|----|----------|--|
| 18 | 荒物雑貨 | 家庭金物類、清掃用具・用品、石けん・洗剤類、ワックス類、食器類、磁器・ガラス器、紙・繊維・プラスチック製雑貨類、トイレトペーパー等 |
| 19 | 漆塗物・漆器類 | 漆塗花瓶、漆塗盆、その他漆器類等 |
| 20 | 工業用ゴム製品 | サクシオンホース、ゴム・ビニールホース、パッキン類、ベルトゴム・ビニールシート、防振ゴム、ゴムマット等 |
| 21 | 繊維製品 | 制服、作業服、事務服、白衣、肌着、雨衣、雨具、靴下、軍手、タオル、てぬぐい、布製シート等 |
| 22 | 寝具 | 布団、毛布、敷布等 |
| 23 | ベッド | 一般用ベッド、医療用ベッド |
| 24 | 帽子 | 制帽、作業帽、略帽、運動帽、ヘルメット等 |
| 25 | ゴム・皮革製品 | 革靴、作業靴・安全靴、ゴム長靴、地下足袋、布靴、病院用シューズ、カバン、手袋(革、ゴム、ビニール)等 |
| 26 | 室内装飾品 | じゅうたん、カーテン、ブラインド、簡易間仕切り、どん帳・暗幕、畳等 |
| 27 | 天幕・旗・染め物 | 天幕、旗・のぼり・たれ幕、郵袋、腕章、選挙用品、染物等 |
| 28 | 家庭用電気機器 | 映像・音響機器(テレビ、ビデオ、ステレオ等)、空調関係機器(エアコン、クーラー等(ガスを含む。))、暖房関係機器(ストーブ、ファンヒーター、クリーンヒーター等(ガスを含む。))、家事・調理機器(冷蔵庫、洗濯機、レンジ等)、電球等照明・配線関係機具等 |
| 29 | 自動車 | 乗用車、貨物車、二輪車、軽自動車、バス、自動車架装、特殊車(フォークリフト等)、電気自動車等 |
| 30 | 自動車部品 | 自動車関係部品、タイヤ・チューブ、バッテリー、カーナビゲーション、電装品(修理を含む。)、自動車用品、排気ガス浄化装置等 |
| 31 | 自動車修理 | 自動車修理、車検・法定点検(工場認証、認定又は指定を受けた者に限る。)、自動車板金・塗装等 |
| 32 | 自転車・雑車 | 自転車、原付自転車、乳母車、運搬車、車椅子、自転車・雑車部品(修理等を含む。) |
| 33 | 船舶・航空機 | 船舶(総トン数20トン未満)、ボート、航空機、ヘリコプター、船舶・航空機部品・機材等(修理を含む。) |
| 34 | 石油製品 | ガソリン、重油、軽油、灯油、潤滑油等 |
| 35 | ガス類その他 | LPガス(許可業者に限る。)、酸素ガス、窒素ガス、各種高圧ガス(医・理・工業用を含む。)、石炭、コークス、木炭、石油外燃料等 |
| 36 | 理化学機械器具 | 分析機器(光)、分析機器(クロマト)、分析機器(ガス)、分析機器(その他)、光学機器(顕微鏡、投影機等)、試験検査機器、環境測定機器、測量機器、基本・誘導量計測定機器等 |

| | | |
|----|--------------|---|
| 37 | 工作用機械器具 | 旋盤、ボール盤、研削盤、フライス盤、プレス、切断機、圧延機、機械工具、レーザー加工機、溶接機、木工機械等 |
| 38 | 産業用機械器具 | ボイラー、エンジン、ポンプ、クレーン、コンベア、産業用ロボット、送風機、冷凍機、バケット、船舶用エンジン、自動車整備用機械、産業用洗濯機、動力伝導装置、油圧・空圧機等 |
| 39 | 産業用電気機械 | 発電器、モーター、自動制御装置、受配電設備、空気清浄機、屋外照明器具、舞台照明器具等 |
| 40 | 通信用機械器具 | 電話交換機、有線放送装置、ファクシミリ等搬送装置、テレビ放送装置、ラジオ放送装置、固定局通信装置、移動局通信装置、レーダー装置、方向探知器、ビーコン装置、情報伝達表示装置、電話機、携帯電話等 |
| 41 | 農業用機械器具 | トラクター、コンバイン、畜産用機器、養鶏用機器、噴霧器、芝刈機、製茶機等 |
| 42 | 建設用機械器具 | ブルドーザー・パワーショベル、ロードローラー、杭打機、削岩クレーン、ミキサー等 |
| 43 | 給排水設備・塵埃処理機器 | 水道メーター、漏水防止機、水道用伸縮継手、 <small>じん</small> 汚水処理装置、集塵装置、焼却炉 |
| 44 | アスファルトコンクリート | アスファルト混合物、常温合材、乳剤、タール等 (プラント所有者に限る。) |
| 45 | 生コンクリート | 生コンクリート (プラント所有者に限る。) |
| 46 | セメント・骨材 | セメント、碎石、再生碎石、砂利、石粉、転炉かす、高炉かす等 |
| 47 | コンクリート製品 | ヒューム管、パイル、道路用製品、下水道用製品、陶管、万年塀、ブロック等 |
| 48 | 木材 | 木材、合板、竹材、丸太、その他木製品等 |
| 49 | 鉄鋼・非鉄製品 | 鋼材、鋼管、鋼矢板、ガードレール、ワイヤーロープ、金網、鑄鉄管、ビニール管、電線等 |
| 50 | 建築金物 | 建築金物、非木建材、大工道具、工具、塗料、ガラス (机上ガラスを除く。) 等 |
| 51 | 仮設資材 | 組立ハウス、組立式物置、仮設トイレ、仮設用材料、組立式駐車場等 |
| 52 | 道路標識 | 道路標識、カーブミラー、電照式標識、バリケード、保安灯等 |
| 53 | 看板・広告宣伝・展示品 | 看板、掲示板・表示板、案内板、啓発広告用品、模型、展示品等 |
| 54 | 医療用機械器具 | 生体検査機器 (心電計、脳波計、内視鏡、超音波診断装置、医療用光学機器等)、検体検査用機器 (血液成分分析、呼気ガス分析等の血液・尿検査機器、遠心分離器等)、治療用機器 (人工臓器、透析機器、超音波治療機器、レーザー・赤外線治療機器、リハビリテーション用機器、ペースメーカー等)、放射線関連機器 (X線撮影・断層装置、アイソトープ治療機器、磁気共鳴診断装置等)、手術関連機器 (麻酔、消毒含む。)、調剤器具、看護器具、歯科用機器等 (必要な許認可等を受け、又は必要な届出等を行っていること。) |

| | | |
|----|-----------|--|
| 55 | 医療用薬品 | 医家向薬品、家庭薬、ワクチン、医療用酸素、笑気ガス、血清、培地、動物用医薬品等 (必要な許認可等を受け、又は必要な届出等を行っていること。) |
| 56 | 衛生材料 | 脱脂綿、ガーゼ、包帯、歯科材料、紙オムツ等 (医療用器具及び局方品を扱う者については、必要な許認可等を受け、又は必要な届出等を行っていること。) |
| 57 | 医療用フィルム | X線フィルム(現像用材料を含む。)等 (必要な届出等を行っていること。) |
| 58 | 防疫剤 | 殺虫剤、殺そ剤、除草剤、農薬等 (必要な届出等を行っていること。) |
| 59 | 工業薬品 | 塩化第二鉄、苛性ソーダ、硫酸、試薬、工業用ガス、凝集剤、活性炭(再生を含む。)、流出油処理剤等 (毒物・劇物に該当するものを扱う場合は、必要な許認可等を受け、又は必要な届出等を行っていること。) |
| 60 | 消防・防災用品 | ホース、消防ポンプ、避難器具、救助器具、防火服、化学消火薬剤、オイルフェンス、消火器(薬品の詰め替えを含む。消火器を扱う者については、必要な届出等を行っていること。)、その他消防・防災用品(非常用備蓄食料等も含む。)、遮熱フィルム等 |
| 61 | 警察用品 | 拳銃ケース、警棒、手錠、捕縄、鑑識用機械機材、防御板、その他警察用品 |
| 62 | 百貨店 | 全品目 |
| 63 | 造園資材 | 種苗、樹木、芝、草花、用土肥料、造園石材等 |
| 64 | 食品関係 | 茶、インスタントコーヒー、紅茶、砂糖、飲料水、その他食品 |
| 65 | 包装・梱包資材 | 包装材料、段ボール、梱包用品具等 |
| 66 | その他物品関係 | 漁業用資器材、舞台道具及び上記のいずれにも属さない物品 |
| 67 | 印刷 | 冊子、パンフレット、ポスター、地図、連続帳票等の印刷物(印刷機(設備)を保有(リースを含む。))していること。) |
| 68 | — | — |
| 69 | — | — |
| 70 | 複写業務 | コピー、青写真、マイクロ写真、DPE、光ディスク入力 |
| 71 | 航空写真・図面製作 | 航空写真、図面製作、写図、地図製作、住居表示案内図 |
| 72 | 製本 | 製本、表装 |
| 73 | クリーニング | 椅子カバー、カーテン、白衣、作業衣、白布、たすき等 (必要な届出等を行っていること。) |

| | | |
|----|----------|--|
| 74 | 清掃用品取り替え | 化学雑巾、モップ、芳香剤、防災マット、受話口抗菌マット取替消毒等 |
| 75 | 図書 | 書籍、雑誌、地図等 |
| 76 | 動物・飼料 | 動物、魚類用飼料、鳥類用飼料、動物用飼料、飼育器材等 |
| 77 | 不用品買受け | 鉄・非鉄くず、紙・繊維くず、機械、船舶、自転車及び自動車、遺失物等の不用品買受け (必要な許認可等を受け、又は必要な届出等を行っていること。) |

別表2

| 申請書等を受け付ける県の機関 | 左の機関が所管する物品集中調達等の概要 |
|---|--|
| 会計局総務事務集中課物品班 〒640-8585 和歌山市小松原通一丁目1番地 TEL 073-441-2293 | 一般競争入札に関する調達並びに本庁各課室、教育庁各課室、各種委員会等事務局並びに和歌山市、海南市及び海草郡に所在する県の地方機関等の調達 |
| 那賀振興局地域振興部総務県民課 〒649-6223 岩出市高塚209 TEL 0736-61-0005 | 岩出市及び紀の川市に所在する県の地方機関等の調達 |
| 伊都振興局地域振興部総務県民課 〒648-8541 橋本市市脇四丁目5番8号 TEL 0736-33-5004 | 橋本市及び伊都郡に所在する県の地方機関等の調達 |
| 有田振興局地域振興部総務県民課 〒643-0004 有田郡湯浅町湯浅2355-1 TEL 0737-64-1255 | 有田市及び有田郡に所在する県の地方機関等の調達 |
| 日高振興局地域振興部総務県民課 〒644-0011 御坊市湯川町財部651 TEL 0738-24-2904 | 御坊市及び日高郡に所在する県の地方機関等の調達 |
| 西牟婁振興局地域振興部総務県民課 〒646-8580 田辺市朝日ヶ丘23-1 TEL 0739-26-7906 | 田辺市及び西牟婁郡(すさみ町を除く。)に所在する県の地方機関等の調達 |
| 東牟婁振興局地域振興部総務県民課 〒647-8551 新宮市緑ヶ丘二丁目4-8 TEL 0735-21-9605 | 新宮市及び東牟婁郡(串本町及び古座川町を除く。)に所在する県の地方機関等の調達 |
| 東牟婁振興局地域振興部総務県民課 串本地区駐在 〒649-3510 東牟婁郡串本町サング台783-8 TEL 0735-62-0412 | 西牟婁郡すさみ町並びに東牟婁郡串本町及び古座川町に所在する県の地方機関等の調達 |
| 警察本部警務部会計課 〒640-8588 和歌山市小松原通一丁目1番地1 TEL 073-423-0110 | 警察本部(一般競争入札に関する調達を含む。)の調達 |